

## 地域の会第200回定例会 資料

令和2年2月5日  
原子力規制委員会  
原子力規制庁

資料1：前回定例会（1月8日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：宮崎委員ご質問（1月15日付）への回答

## 前回定例会（1月8日）以降の原子力規制庁の動き

令和 2 年 2 月 5 日  
柏崎刈羽原子力規制事務所

### 【原子力規制委員会】

- 1月16日 第53回原子力規制委員会 臨時会議  
原子力規制委員会と東京電力ホールディングス株式会社経営層による意見交換
- 2月 5日 第61回原子力規制委員会  
(議題2) 原子力災害対策指針及び関係規則類の改正案に対する意見募集の結果について（緊急時活動レベル（EAL）の見直し）  
(議題7) 令和元年度第3四半期の保安検査の実施状況等について

### 【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

- 12月13日 新規制基準適合性審査に係る資料提出（7号機）（その1）～（その2）
- 12月17日 新規制基準適合性審査に係る資料提出（7号機）（その1）～（その3）
- 12月20日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（7号炉工事計画）【54】  
新規制基準適合性審査に係る資料提出（7号機）（その1）～（その2）
- 12月25日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（7号炉工事計画）【55】  
新規制基準適合性審査に係る資料提出（7号機）
- 12月26日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（7号炉工事計画）【56】  
新規制基準適合性審査に係る資料提出（7号機）（その1）～（その7）  
新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング（6、7号炉）（41）  
新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（7号炉工事計画）【57】
- 1月 8日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（7号炉工事計画）【58】  
新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（7号炉工事計画）【59】
- 1月 9日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（7号炉工事計画）【60】  
新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（7号炉工事計画）【61】
- 1月10日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（6、7号機設置変更（有毒ガス防護）【3】）  
新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（7号炉工事計画）【62】
- 1月15日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（7号炉工事計画）【63】  
新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（7号炉工事計画）【64】  
新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（7号炉工事計画）【65】
- 1月16日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（7号炉工事計画）【66】
- 1月17日 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（7号炉工事計画）【67】  
新規制基準適合性審査（特定重大事故等対処施設）に関する事業者ヒアリング（6、7号炉）（42）

- 新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(7号炉工事計画)【68】  
新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(7号炉工事計画)【69】
- 1月23日 第824回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合  
1月24日 新規制基準適合性審査(特定重大事故等対処施設)に関する事業者ヒアリング(6、7号炉)(43)  
1月30日 第829回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合  
2月 4日 第830回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

#### 【規制法令及び通達に係る文書】

- 1月22日 柏崎刈羽原子力発電所のボイラー・タービン主任技術者選任又は解任届出書を受領  
1月24日 柏崎刈羽原子力発電所に係る溶接安全管理審査の結果及び評価結果を通知  
1月29日 発電用原子炉の運転計画を受理  
1月30日 柏崎刈羽原子力発電所に係る原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正を受理

#### 【被規制者との面談】

- 1月 6日 柏崎刈羽原子力発電所の事業者防災訓練報告について  
1月14日 【暫定版資料の入手】原子力規制委員会と東京電力ホールディングス株式会社経営層による意見交換  
1月15日 柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の特定重大事故等対処施設に係る新規制基準適合性審査に関する面談について  
新規制基準適合性審査(特定重大事故等対処施設)に関するBWR事業者との面談  
1月23日 新規制基準適合性審査(特定重大事故等対処施設)への対応について(BWR事業者)  
1月30日 新規制基準適合性審査(特定重大事故等対処施設)への対応について(柏崎刈羽6、7号炉設置許可)

#### 【その他・公開会合】

なし

#### 【柏崎刈羽原子力規制事務所】

- 1月1日～ 3月31日 令和元年度第4回保安検査の実施  
(1月16日 保安検査初回会議)

### 【放射線モニタリング情報】

原子力規制委員会は、放射線モニタリング情報を「原子力規制委員会ホームページ」  
( <https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/new/list-1.html> ) にて発表

直近の主な更新情報は以下のとおり

① 各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上 1 m 高さの空間線量

<令和 2 年 2 月 4 日版> (令和 2 年 2 月 2 日測定分)

[https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/14000/13978/24/192\\_20200202\\_20200204.pdf](https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/14000/13978/24/192_20200202_20200204.pdf)

② 福島第一原子力発電所近傍海域の海水の放射性物質濃度測定結果

<令和 2 年 2 月 4 日版> (試料採取日：令和 2 年 1 月 26 日～ 2 月 1 日)

[https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/14000/13982/24/278\\_4\\_20200204.pdf](https://radioactivity.nsr.go.jp/en/contents/14000/13982/24/278_4_20200204.pdf)

以 上

## 宮崎委員ご質問（1月15日付）への回答

問1 新制度は全国すべての原発で実施されますが、監視員は総勢何名ですか。

## 【回答】

令和2年1月31日の定員で、186名となっております。

問2 監視員の採用はどのように行われますか。

(1) 中途採用の場合、原発メーカーや原発事業者からの採用はありますか。

## 【回答】

原子力規制庁では原子力施設に対する知識や経験を有した必要な人材を確保するため中途採用を行っております。

その中にはメーカーや事業者出身者もおります。

(2) 新卒採用は、監視員全体の何%になりますか。教育機関はどれくらいになりますか。

## 【回答】

原子力規制庁では平成26年から新卒採用を開始し、新検査制度に対応すべく資格制度を設けて資格を取得するための研修を集中型コース（2年）若しくは分散型コース（10年以内）にて教育を行っています。

教育機関としては原子力安全人材育成センターを設置しております。

1月31日現在の検査関係の資格保有者数は158人、その内新卒採用者の資格保有者は0人です。

(3) 柏崎における監視院は6名と聞きました。6名は継続採用者ですか。

## 【回答】

柏崎刈羽原子力規制事務所に所属する運転検査官6名です。

その中に任期付き職員はおりません。

問3 監視活動は、複数人で当たると想像します。1チーム何人で編成しますか。

## 【回答】

原子力規制検査では、地方事務所で行う日常検査に加え、本庁から出張ベースで行うチーム検査があり、チーム検査は複数の検査官で構成されますが、検査項目等により人数が変わるため、一概に人数をお答えすることはできません。

問 4 監視活動は専門的視点が必要と思います。どのような専門家を必要としますか。  
例えば、原子物理学、放射線医学、情報技術、人間工学、材料工学、地質学、防災士

【回答】

原子力規制委員会では、任用資格を定めており、原子力規制検査は、基本原子力検査資格、中級原子力検査資格、上級原子力検査資格のいずれかを有した職員が従事することとしています。

なお、上記の資格を有している者は、例えば、運転、放射線防護、品質保証、エンジニアリング（機械、電気・計装、臨界管理）等の専門的な知識を有しています。

問 5 監視活動の頻度はどのようになりますか。1号機について年何回行いますか。

【回答】

現行の検査は、四半期に1度保安検査を実施していましたが、新検査制度ではいつでも監視活動を行うことが可能となるため、回数をお答えすることはできません。

問 6 事業者と監視員の「なれ合い」をどのように防ぎますか。

(1) 原発メーカーや原発事業者からの採用者を監視員にしますか。

【回答】

中途採用者はメーカー・事業者など前職歴を考慮しつつ、適性或専門性に依じて検査官に任用します。

(2) 監視員の定期的異動はありますか。例えば、東北電力、中部電力、東京電力管内で監視員が人事異動することはありますか。

【回答】

原子力規制庁職員は、運転検査官に限らず各自の能力、適正を考慮して、退職等の人事上の都合により異動します。